江津市国民保護計画

平成１９年３月

島根県江津市

目　　次

第１編　　総　　論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　第１章　計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　　１　江津市国民保護計画の目的、策定の背景、位置づけ・・・・・・・・・・・１
　　２　市の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　　３　市国民保護計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　　４　江津市地域防災計画等との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　　５　市国民保護計画の見直し、変更手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　第２章　国民保護措置に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　第４章　市の地理的、社会的特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　第５章　市国民保護計画が対象とする事態・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　　１　武力攻撃事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　　２　緊急対処事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

第２編　平素からの備えや予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　第１章　組織・体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　　第１　市における組織・体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　　１　市の各部課室における平素の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　　２　市職員の参集基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　　３　消防機関の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
　　４　国民の権利利益の救済に係る手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
　　第２　関係機関との連携体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　　１　基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　　２　県との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　　３　近接市町村との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　　４　指定公共機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　　５　ボランティア団体等に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
　　第３　通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
　　第４　情報収集・提供等の体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
　　１　基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
　　２　警報等の伝達に必要な準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
　　３　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備・・・・・・・・・・・・・２５
　　４　被災情報の収集・報告に必要な準備・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
　　第５　研修及び訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
　　１　研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
　　２　訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
　第２章　避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え・・・・３０
　　１　避難に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
　　２　避難実施要領のパターンの作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
　　３　救援に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

４　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等・・・・・・・・・・・・・・・・３１
５　避難施設の指定への協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
６　生活関連等施設の把握等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
第３章　物資及び資材の備蓄、整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
１　市における備蓄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
２　市が管理する施設及び設備の整備及び点検等・・・・・・・・・・・・・３４
第４章　国民保護に関する啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
１　国民保護措置に関する啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
２　武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発・・・・・３６

第３編　武力攻撃事態等への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置・・・・・・・・・・・・３７
１　事態認定前における江津市危機管理対策本部の設置及び初動措置・・・３７
２　武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応・・・・・・・・・３９
第２章　市対策本部の設置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
１　市対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
２　通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
第３章　関係機関相互の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
１　国・県の対策本部との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
２　知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等・４７
３　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等・・・・・・・・・・・・・・・・４７
４　他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託・・・・・・・・・・４８
５　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請・・・・・・・・・・・・４８
６　市の行う応援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
７　ボランティア団体等に対する支援等・・・・・・・・・・・・・・・・４９
８　住民への協力要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
第４章　警報及び避難の指示等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
第１　警報の伝達等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
１　警報の内容の伝達等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
２　警報の内容の伝達方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
３　緊急通報の伝達及び通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
第２　避難住民の誘導等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
１　避難の指示の通知・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
２　避難実施要領の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
３　避難住民の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６
第５章　救援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
１　救援の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
２　関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
３　救援の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２
第６章　安否情報の収集・提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３
１　安否情報の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３

２　県に対する報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６４
３　安否情報の照会に対する回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６４
４　日本赤十字社に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５
第７章　武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
第１　武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
１　武力攻撃災害への対処の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・６６
２　武力攻撃災害の兆候の通報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
第２　応急措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
１　退避の指示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
２　警戒区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６８
３　応急公用負担等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９
４　消防に関する措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９
第３　生活関連等施設における災害への対処等・・・・・・・・・・・・・７１
１　生活関連等施設の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７１
２　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除・・・・・・・・・・・・７１
第４　ＮＢＣ攻撃による災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・７２
第８章　被災情報の収集及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７５
第９章　保健衛生の確保その他の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・７６
１　保健衛生の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６
２　廃棄物の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６
第１０章　国民生活の安定に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・７８
１　生活関連物資等の価格安定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７８
２　避難住民等の生活安定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７８
３　生活基盤等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７８
第１１章　特殊標章等の交付及び管理・・・・・・・・・・・・・・・・・７９

第４編　復旧等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
第１章　応急の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
１　基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
２　公共的施設の応急の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
第２章　武力攻撃災害の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８２
第３章　国民保護措置に要した費用の支弁等・・・・・・・・・・・・・・８３
１　国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求・・・・・・・８３
２　損失補償及び損害補償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８３
３　総合調整及び指示に係る損失の補てん・・・・・・・・・・・・・・・・８３

第５編　緊急対処事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８４
１　緊急対処事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８４
２　緊急対処事態における警報の通知及び伝達・・・・・・・・・・・・・・８４

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８５
用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８６

第１編　　総　　論

第１章　計画の概要

１　江津市国民保護計画の目的、策定の背景、位置づけ

(1) 江津市国民保護計画の目的

江津市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）は、武力攻撃事態等において市民の生命、身体及び財産を保護するため、国、県、市町村及び関係機関の役割、市民の協力、武力攻撃事態等における市民の避難及び救援等の措置並びに武力攻撃災害への対処その他市が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に必要な事項について定めるものである。

(2) 市国民保護計画策定の背景

平成１３年に発生した米国同時多発テロや武装不審船事案等、従来からは想定し得なかった危機に直面し、国家レベルでのこうした事態に係る態勢の整備が重要となっている。

こうした情勢を踏まえ、国は、平成１５年６月、我が国が武力攻撃された場合等の対処について定めた、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成１５年法律第７９号）（以下「事態対処法」という。）を制定し、さらに翌平成１６年６月には、武力攻撃や大規模テロから国民の生命、身体及び財産を守るため、避難や救援等の仕組みを定めた、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）（以下「国民保護法」という。）を制定し、島根県においても平成１８年１月に島根県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を策定するなど、国全体での態勢整備に取り組み、その一環として、市は市国民保護計画を作成することとなった。

(3) 市国民保護計画の位置づけ

市は、国民保護法第３５条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

２　市の責務

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他法令、国民の保護に関する基本指針（平成１７年３月）（以下「基本方針」という。）及び県国民保護計画に基づき、市民の理解を得つつ、他の機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

３　市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、国民保護法第３５条第２項各号に掲げる事項について定めるものとし、以下の各編により構成する。

第１編　総論
第２編　平素からの備えや予防
第３編　武力攻撃事態等への対処
第４編　復旧等
第５編　緊急対処事態における対処
資料編

４　江津市地域防災計画等との関連

市国民保護計画は、国民保護法に基づく武力攻撃事態等における特有の事項について定めるものであり、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づく台風や地震などの自然災害等における対処等について定めた江津市地域防災計画とは別の法体系によるものである。

しかしながら、双方で想定する災害の様態並びに避難及び救援等これらへの対処については類似性が考えられるため、市国民保護計画に定めのない事項については、災害等の状況に応じ江津市地域防災計画等の関連規定を準用するなど、臨機応変かつ円滑な運用を図る。

５　市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、江津市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第３９条第３項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第２章　国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3)国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

市内に居住し、又は滞在している外国人についても、国民保護措置を適用することとし、この計画の対象とする。

第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

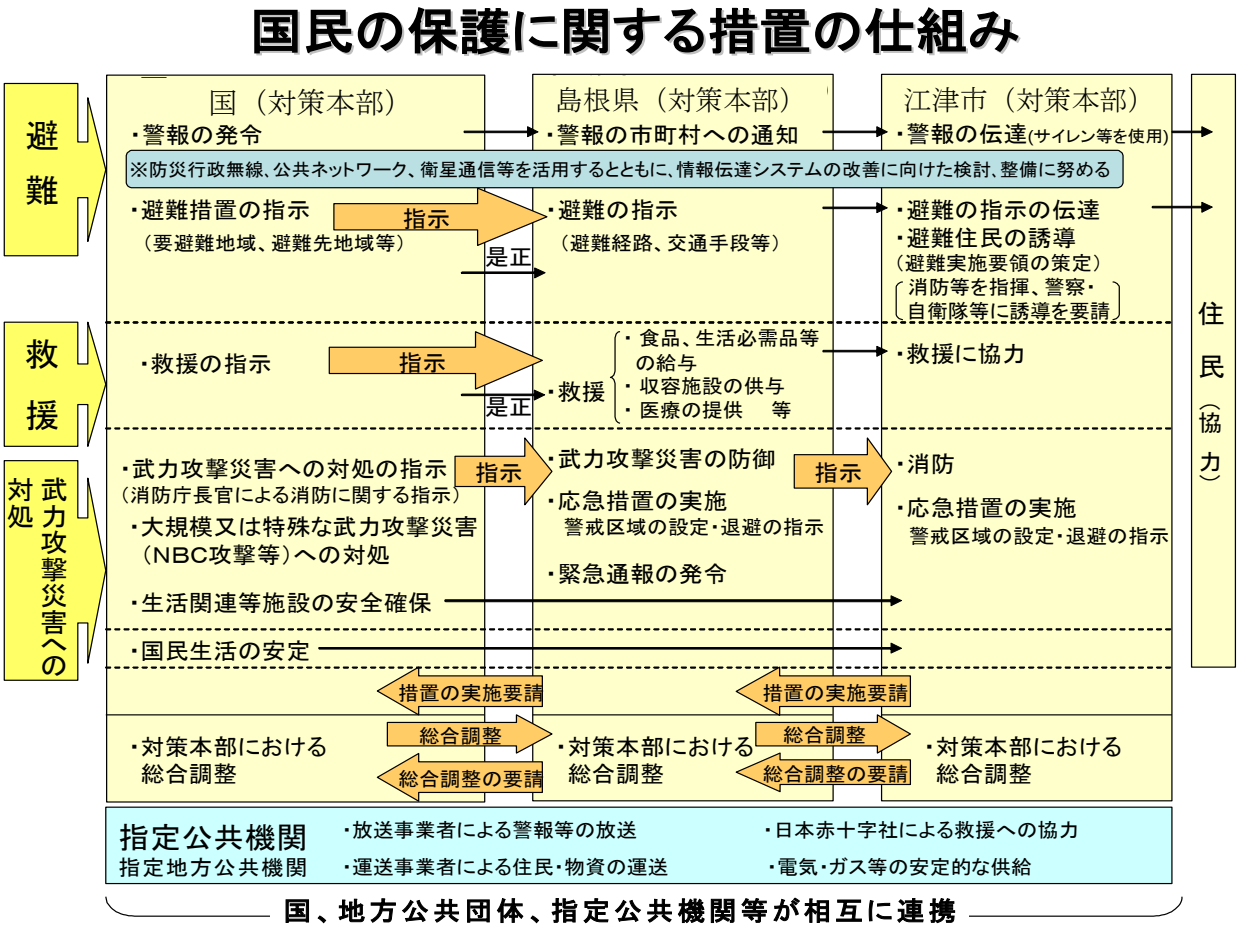

○市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
江　津　市	1　国民保護計画の作成 2　国民保護協議会の設置、運営 3　国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4　組織の整備、訓練 5　警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7　退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8　水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○　関係機関

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国管区警察局	1　管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2　他管区警察局との連携 3　管区内各警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4　警察通信の確保及び統制
広島防衛施設局	1　所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2　米軍施設内通行等に関する連絡調整
中国総合通信局	1　電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2　電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3　非常事態における重要通信の確保 4　非常通信協議会の指導育成
中国財務局 （松江財務事務所）	1　地方公共団体に対する災害融資 2　金融機関に対する緊急措置の指示 3　普通財産の無償貸付 4　被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関 （浜田税関支署）	1　輸入物資の通関手続
中国四国厚生局	1　医療の指導及び監督 2　感染症の発生及びまん延の防止 3　保健衛生の確保
島根労働局	1　被災者の雇用対策
中国四国農政局 （島根農政事務所）	1　武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2　農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局 （島根森林管理所）	1　武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・確保
中国経済産業局	1　救援物資の円滑な供給の確保 2　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3　被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督部	1　火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2　鉱山における災害時の応急対策
中国地方整備局 （浜田河川国道事務所）	1　被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2　港湾施設の使用に関する連絡調整 3　港湾施設の応急復旧
中国運輸局 （島根運輸支局）	1　運送事業者への連絡調整 2　運送施設及び車両の安全保安

大阪航空局 （美保空港事務所）	1　飛行場使用に関する連絡調整 2　航空機の航行の安全確保
東京･福岡航空交通管制部	1　航空機の安全確保にかかる管制上の措置
大阪管区気象台 （松江地方気象台）	1　気象状況の把握及び情報の提供
第八管区海上保安本部 （浜田海上保安部）	1　船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2　海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3　生活関連施等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4　海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5　海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

【関係県機関（県警察含む）】

機関の名称		事務又は業務の大綱
島根県		1　島根県国民保護計画の作成 2　島根県国民保護協議会の設置、運営 3　島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4　組織の整備、訓練 5　警報の通知 6　住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8　武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、避難の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9　生活関連物資等の価格安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10　交通規制の実施 11　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
県の組織の出先機関	西部県民センター	1　被災時の管内県機関に関わる応急対策の実施に必要な総合調整 2　被災時における情報収集及び伝達 3　市と県庁との連絡調整
	浜田県土整備事務所	1　管内区域の県管理の土木施設、農林土木施設の被害調査及び応急復旧
	西部福祉事務所	1　被災時における高齢者等に対する配慮
	浜田児童相談所	1　被災時における児童等に対する配慮
	浜田保健所	1　被災時における管内区域の保健及び環境衛生対策
	西部農林振興センター	1　管内区域の県管理の農作物等の応急復旧
	江津家畜保健衛生所	1　家畜・畜産物等の応急復旧
	浜田水産事務所	1　管内区域の県管理の水産物等の応急復旧

	企業局西部事務所	1　企業局管理の水道施設等の応急復旧
	浜田教育事務所	1　管内区域の県管理の教育施設の被害調査及び応急復旧
	江津警察署	1　被災情報の収集、伝達 2　被害者の避難誘導 3　被害者の救出、救助 4　行方不明者の捜索、死体捜索、見分 5　交通秩序の維持その他地域安全対策

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
【災害研究機関】	1　武力攻撃災害に関する指導、助言等
【放送事業者】	1　警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
【運送事業者】	1　避難住民及び緊急物資の運送 2　旅客及び貨物の運送の確保
【電気通信事業者】	1　避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2　通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
【電気事業者】	1　電気の安定的な供給
【ガス事業者】	1　ガスの安定的な供給
【水道事業者】 【水道用水供給事業者】 【工業用水道事業者】	1　水の安定的な供給
日本郵政公社	1　郵便の確保
【一般信書便事業者】	1　信書便の確保
【病院その他の医療機関】	1　医療の確保
【河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者】	1　河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1　救援への協力 2　外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整 2　銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

【関係市町村機関】

江津市に隣接する市町村

機関の名称	事務又は業務の大綱
浜田市	1　相互応援の実施
大田市	
邑南町	
川本町	

第４章　市の地理的、社会的特徴

(1) 地勢

江津市は、島根県の中央部に位置し、中国地方一の大河である江の川が市の中央部を流れている。北は日本海に面し、南は中国山地の北斜面に位置し、総面積は 268.51 ㎢で、島根県の総面積 6,707.46 ㎢の 4.0%を占めている。

【江　津　市】

(2) 気候

江津市の気候は、気温・降水量とも穏やかで、山陰型気候の中でも比較的北九州気候に近く、温和であるが、近年では冬期における日本海特有の風と波の影響を受け、海岸侵食と河口閉塞が生じている。

(3) 人口分布

江津市の人口は 27,774 人（平成 17 年国調）で、ここ数年は人口減少傾向が続いている。

人口減少に伴い、人口に占める高齢者の比率が高くなってきている。

また、世帯数は 10,769 世帯（平成 17 年国調）で、人口の減少とは逆に経年的な増加傾向を示しており、核家族化の進展等がうかがえる。

【人口構成】

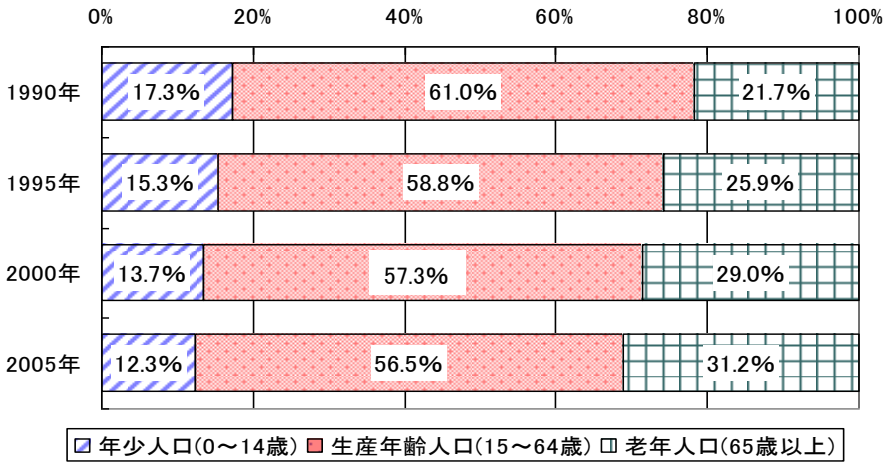

平成１７年国勢調査

(4) 道路、鉄道、港湾の位置等

江津市には、幹線道路として浜田自動車道とリンクした江津道路、一般国道９号及び２６１号が東西南北に貫通し、県庁所在地である松江市まで約２時間半、中国地方最大の都市である広島市まで約１時間４０分の位置にある。

市内の鉄道路線は、ＪＲ山陰本線が日本海側を東西に貫き、支線として三江線が江の川に沿って広島方面に繋がっている。

バスは、高速バスがＪＲ江津駅と大阪駅方面間で１日２往復、路線バスが有福温泉と広島駅・広島バスセンター間で１日２往復運行されている。市内の路線バスは、ＪＲ江津駅から浜田方面及び大田方面や済生会江津総合病院・ＪＲ三江線川戸駅間など１２路線が運行されている。また、スクールバスや生活バスがＪＲ三江線川戸駅を中心として運行している。

港湾は、県管理の地方港湾である江津港があり、その他黒松、浅利、波子の３ヶ所に漁港がある。

【道路、鉄道、港湾等位置図】

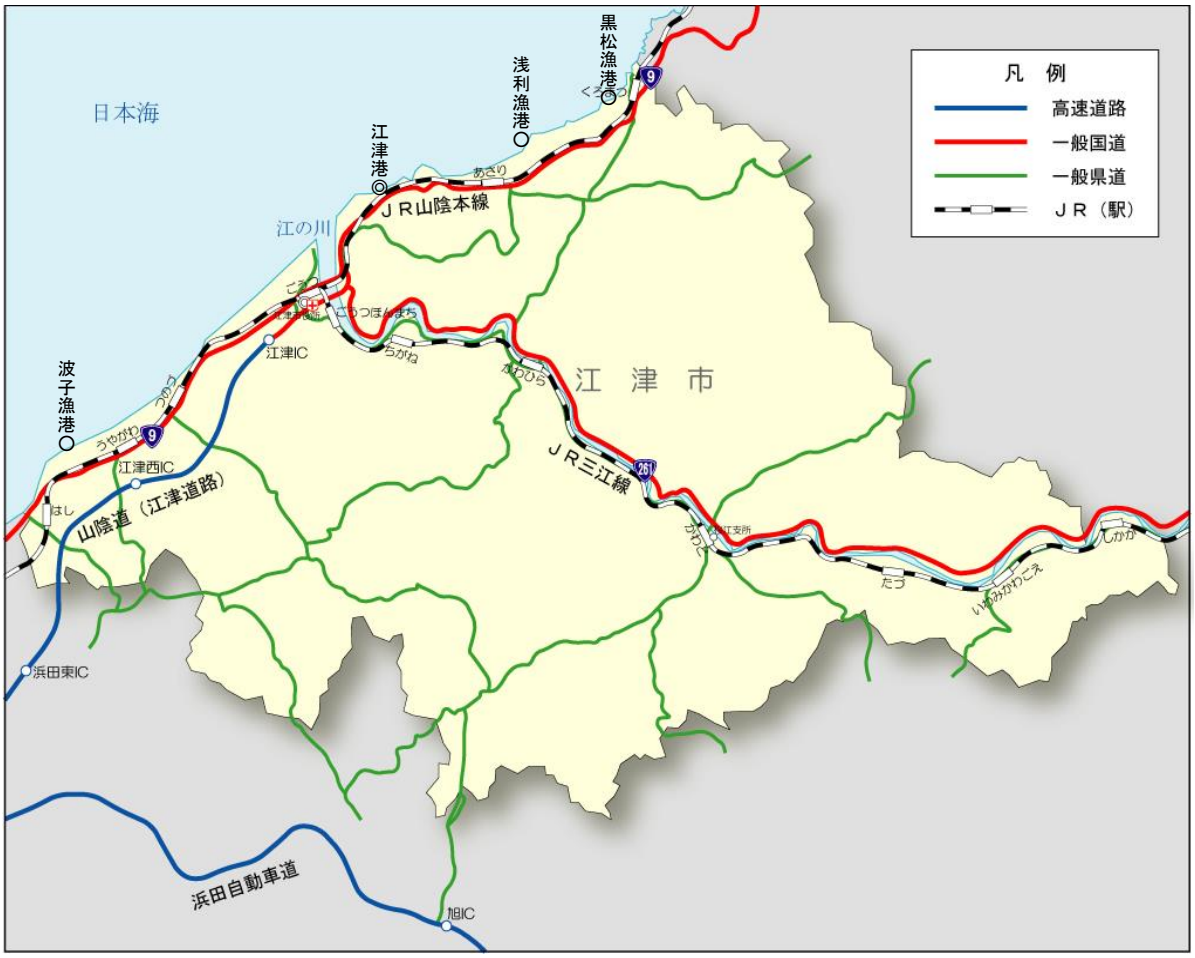

第５章　市国民保護計画が対象とする事態

１　武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている次の４事態を対象とする。

(1)　着上陸侵攻

他国が占領等の目的を持って、我が国の領土に直接着上陸し、侵攻する事態をいう。主として、爆弾、砲弾等による施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設等攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。一般的に、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

通常、着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高く、事前の準備が可能と考えられるが、日本海に面する海岸線を有する本市においては、敵国による船舶･戦闘機の集結状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等の情報収集を迅速に行い、その兆候の早期発見に努める必要がある。上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部は当初の侵攻目標となりやすいため警戒が必要である。侵攻の状況に応じては、武力攻撃予測事態における住民の避難を実施することも予想される。

(2)　ゲリラや特殊部隊による攻撃

各種の目的（後方攪乱、政治的恫喝、本格侵攻の準備等）達成のため、ゲリラや特殊部隊を我が国に潜入させ、警察の対応能力を超えた各種の不正規型の武力攻撃(施設の破壊、人員に対する襲撃等)を行う事態をいう。一般的に、事前の識別は困難で、警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、隠匿･奇襲的に攻撃が行われ、突発的に被害が生ずることも考えられる。

攻撃は、少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、ダーティボム等が使用された場合は、二次災害の発生も予想される。本市における攻撃目標としては、鉄道、橋梁、ダム等が考えられる。

ゲリラや特殊部隊の危機が住民に及ぶおそれがある地域においては、県、県警察本部、浜田海上保安部及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、市長は退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行う必要がある。

(3)　弾道ミサイル攻撃

長射程の弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、わが国に向け発射し攻撃を行う事態をいう。一部が、本市に着弾することも予想される。

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。更に、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。

弾頭の種類は、通常弾頭、ＮＢＣ（Ｎ：核兵器、Ｂ：生物兵器、Ｃ：化学兵器）弾頭が想定されるが、着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

通常弾頭の場合には、ＮＢＣ弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達態勢と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4)　航空攻撃

我が国の領土上空に航空機等で侵入し、上空から地上あるいは海上の目標に対して爆弾を投下する等の攻撃を行う事態をいう。弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、又攻撃目標を特定することが困難である。航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも想定される。

攻撃目標は航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、市街地やライフラインのインフラ施設が目標となる可能性が考えられる。

通常爆弾による攻撃の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられるが、ＮＢＣ弾頭の場合は被害の範囲、様相及び対応が通常弾頭とは大きく異なる。

攻撃目標や弾頭の種類を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地等を限定せずに地下室等屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。

生活関連施設に対する攻撃の場合は、被害が拡大する恐れがあるため、特に当該施設の安全確保及び武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

２　緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている次に掲げる事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

(ア)原子力事業所等の破壊

大量の放射性物質が放出され、周辺住民が被ばくするほか、汚染された飲食物

の摂取による被ばくが考えられる。

(イ)可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

爆発及び火災の発生による被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

(ウ)危険物積載船への攻撃

危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉鎖、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

(エ)ダムの破壊

貯水の流出による洪水等下流に及ぼす多大な被害が発生するほか、貯水がなくなることによるライフラインへの影響が考えられる。

イ　多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(ア)大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破

(イ)列車等の爆破

爆破による人的被害が発生する。施設が崩壊した場合には、さらなる人的被害が予想される。

(2) 攻撃手段による分類

ア　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

(ア)ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

ダーティボム等の爆発による被害は、短期的には爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。長期的には拡散した放射性物質によるガンの発症等後遺症も考えられる。

(イ)炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

散布された生物剤による感染症の発生等人的被害が考えられる。散布された物質により症状、対応等は異なるが、強い感染力を持つ生物剤の場合は、二次感染による被害の拡大が予想される。

(ウ)市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

散布された化学剤による中毒症の発生等人的被害が考えられる。散布された物質により症状、対応等は異なる。長期的には化学物質による人体への後遺症や土壌等の環境汚染が考えられる。

(エ)水源地に対する毒素等の混入

混入された物質による。上記生物剤・化学剤の場合と同様。

イ　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

(ア)航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(イ)弾道ミサイル等の飛来

主な被害は施設の破壊等に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第２編　平素からの備えや予防

第１章　組織・体制の整備等

第１　市における組織・体制の整備

１　市の各部課室における業務

市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、次の業務を行い、表に定めのない事項・業務については、その都度市長が定める。

部課室名	実施すべき業務
市長公室	【武力攻撃事態等への対処】 ・本部長及び副本部長の秘書に関すること ・国民保護対策本部等における広報体制の整備に関すること ・ホームページによる情報提供及び広報の支援に関すること
総務部 （桜江支所を含む）	【平素からの備え】 ・国民保護協議会の運営に関すること（総務課） ・市国民保護計画の見直し・変更に関すること（総務課） ・避難実施要領のパターンの策定に関すること（総務課） ・関係機関との連携に関すること（総務課） ・避難施設の開設、運営体制の整備に関すること（総務課） ・国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等に関すること（総務課） ・自主防災組織に対する支援等に関すること（総務課） ・非常通信体制の整備に関すること（総務課） ・国民保護措置に必要な資料の整備等に関すること（総務課） ・消防団の体制整備に関すること（総務課） ・国民保護に関する普及啓発に関すること（総務課） ・２４時間即応体制の確保に関すること（総務課） ・国民保護措置についての訓練に関すること（総務課） ・国際人道法の普及啓発に関すること（人権啓発センター） 【武力攻撃事態等への対処・復旧】 ・江津市国民保護対策本部等に関すること（総務課） ・警報、緊急通報に関すること（総務課） ・住民の避難誘導に関すること（総務課） ・国民保護措置の総合調整に関すること（総務課） ・関係機関との連絡調整に関すること（総務課） ・自主防災組織との連携に関すること（総務課）

総務部 （桜江支所を含む）	・安否情報の収集、整理、報告等に関すること　（総務課） ・避難施設の通信の確保に関すること　（総務課） ・生活関連等施設の安全確保に関すること　（総務課） ・危険物質等の保安対策に関すること　（総務課） ・特殊標章等の交付及び管理に関すること　（総務課） ・職員の動員等に関すること　（総務課） ・職員の被害状況調査に関すること　（総務課） ・国民保護対策本部等の後方支援（食料等の供給）に関すること　（総務課） ・国民保護措置に係る予算措置に関すること　（総務課） ・総合調整及び指示に係る損失の補てんに関すること　（総務課） ・国に対する負担金の請求に関すること　（総務課） ・外国人に対する情報提供に関すること　（企画財政課） ・復旧に係る予算措置に関すること　（企画財政課） ・市税の減免措置に関すること　（税務課） ・庁舎等、私有財産の被害状況の把握、応急対応に関すること　（管財課） ・国民保護活動の拠点となる建築物の被害状況の把握、応急修理に関すること　（管財課） ・国民保護対策本部等の後方支援（燃料等の供給）に関すること　（管財課） ・市有財産の修繕、改修に関すること　（管財課） ・庁用自動車の運行に関すること　（管財課） ・国民の権利利益の救済に係る総合的な窓口に関すること　（人権啓発センター）
民生部	【平素からの備え】 ・ボランティア団体に対する支援に関すること　（社会福祉課） 【武力攻撃事態等への対処・復旧】 ・ボランティア活動への支援等に関すること　（社会福祉課） ・障害者に対する配慮に関すること　（社会福祉課） ・日本赤十字社との連携に関すること　（社会福祉課） ・社会福祉関係施設の応急及び復旧対策に関すること　（社会福祉課） ・乳幼児に対する配慮に関すること　（子育て支援課） ・保育施設の応急及び復旧対策に関すること　（子育て支援課） ・避難施設における保健衛生の確保に関すること　（健康長寿課） ・防疫対策に関すること　（健康長寿課） ・食品衛生確保対策に関すること　（健康長寿課） ・医療品及び衛生材料の調達に関すること　（健康長寿課） ・住民の健康対策（保健指導、栄養指導）に関すること　（健康長寿課） ・高齢者に対する配慮に関すること　（健康長寿課） ・仮設トイレの設置及び衛生管理に関すること　（市民生活課） ・廃棄物の処理に関すること　（市民生活課） ・埋葬及び火葬に関すること　（市民生活課）

建設経済部	【武力攻撃事態等への対処・復旧】 ・道路の状況把握、応急対策に関すること（地域整備課） ・港湾の状況把握、応急対策に関すること（地域整備課） ・土木資機材の調達等に関すること（地域整備課） ・公共土木施設の復旧に関すること（地域整備課） ・土地の使用に関すること（地域整備課） ・応急仮設住宅の建設に関すること（都市計画課） ・住宅の応急修理に関すること（都市計画課） ・災害公営住宅の供給及び既存公営住宅の復旧に関すること（都市計画課） ・食料の確保（流通）及びあっせんに関すること（農林商工課） ・被災家畜の収容等に関すること（農林商工課） ・木材、薪炭の調達に関すること（農林商工課） ・漁船に関すること（農林商工課） ・農産物の技術指導に関すること（農林商工課） ・農林水産施設等の応急及び復旧対策に関すること（地域整備課・農林商工課） ・民間輸送力の確保に関すること（農林商工課） ・生活必需品の確保（流通）に関すること（農林商工課） ・観光客に対する情報提供に関すること（農林商工課） ・商工業の復旧に関すること（農林商工課） ・被災者の雇用対策に関すること（農林商工課）
上下水道部	【武力攻撃事態等への対処・復旧】 ・避難施設への給水に関すること（水道課） ・飲料水の衛生指導に関すること（水道課） ・水道施設の応急及び復旧対策に関すること（水道課） ・下水道施設の応急及び復旧対策に関すること（下水道課）
会計課	【武力攻撃事態等への対処・復旧】 ・負担金、義援金等の出納に関すること
教育委員会	【平素からの備え】 ・赤十字標章及び特殊標章等の普及啓発に関すること（学校教育課・生涯学習課） 【武力攻撃事態等への対処・復旧】 ・避難施設の開設に係る協力に関すること（学校教育課・生涯学習課） ・被災児童生徒の応急教育に関すること（学校教育課） ・被災児童生徒に対する学用品の給与に関すること（学校教育課） ・児童生徒に対する心のケアに関すること（学校教育課） ・公立学校への警報等の伝達に関すること（学校教育課） ・学校施設、教育施設の被害状況の把握、応急対策及び復旧に関すること（学校教育課・生涯学習課） ・文化財の保護及び復旧に関すること（生涯学習課）

２　市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) ２４時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる２４時間即応可能な体制を確保する。

夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、市長その他関係機関への連絡）に限定して消防本部に事務を委ねる。その際、市においては、初動の連絡を受領次第、速やかに対応体制をとることとし、国民保護担当職員が登庁後は市が消防本部より引き継ぎ、国民保護措置を実施する。この場合、消防本部は、特に市長への連絡を迅速に行うよう留意するとともに、平素より、市と消防本部との連携を密にし、市の庁内体制の整備や職員への周知を十分実施しておく。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【職員参集基準】

体　　制	参　集　基　準
①事前体制	部長職全員、総務課職員が参集
②市危機管理対策本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、定める。
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②

事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

①、②の体制を整えるかどうかの判断は、それぞれ、総務部長、市長が行う。

(4) 職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、江津市国民保護対策本部長等の代替職員については、以下のとおりとする。

【江津市国民保護対策本部長等の代替職員】

名称	代替職員（第１順位）	代替職員（第２順位）	代替職員（第３順位）
本部長（市長）	副市長	総務部長	総務課長
副本部長(副市長)	総務部長	総務課長	総務課長補佐
本部員（各部長）	各部主管課長	各部所属課長	各部主管課課長補佐

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、江津市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

○　交代要員の確保その他職員の配置
○　食料、燃料等の備蓄
○　自家発電設備の確保
○　仮眠設備等の確保　　等

３　消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めることとされている。その際、市は、消防本部及び消防署における２４時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

４　国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を人権啓発センターに開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

手　続　項　目		担当課
損失補償 （法第 159 条第 1 項）	特定物資の収用に関すること。（法第 81 条第 2 項）	農林商工課
	特定物資の保管命令に関すること。（法第 81 条第 3 項）	農林商工課
	土地等の使用に関すること。（法第 82 条）	地域整備課
	応急公用負担に関すること。（法第 113 条第 1 項・5 項）	地域整備課
損害補償 （法第 160 条）	国民への協力要請によるもの　（法第 70 条第 1・3 項、115 条第 1 項） （123 条第 1 項） （80 条第 1 項）	総務課 健康長寿課・ 市民生活課 社会福祉課
不服申立てに関すること。（法第 6 条、175 条）		該当課
訴訟に関すること。（法第 6 条、175 条）		該当課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、江津市文書保存規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第２　関係機関との連携体制の整備

１　基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

２　県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（ＦＡＸ）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

消防本部は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図ることとされている。また、消防機関のＮＢＣ対応可能部隊数やＮＢＣ対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図ることとされている。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

５　ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、市及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第３　通信の確保

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第４　情報収集・提供等の体制整備

１　基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政用無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政用無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉

協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政用無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政用無線の戸別受信機の設置拡大を図る。

(3) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて　浜田海上保安部（以下「海上保安部」という。）との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成１７年７月６日付消防運第１７号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをＰＲすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

３　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号）（以下「安否情報省令」という。）第２条に規定する様式第３号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1　避難住民（負傷した住民も同様）

① 氏名

② フリガナ

③ 出生の年月日

④ 男女の別

⑤ 住所

⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）

⑦ その他個人を識別するための情報

⑧ 負傷（疾病）の該当

⑨ 負傷又は疾病の状況

⑩ 現在の居所

⑪ 連絡先その他必要情報

⑫ 親族・同居人への回答の希望

⑬ 知人への回答の希望

⑭ 親族・同居人・知人以外の者への回答又は公表の同意

2　死亡した住民

（上記①～⑧に加えて）

⑮ 死亡の日時、場所及び状況

⑯ 遺体が安置されている場所

【様式第３号】

① 氏　名	② フリガナ	③ 出生の年月日	④ 男女の別	⑤ 住所	⑥ 国籍	⑦ その他個人を識別するための情報	⑧ 負傷（疾病）の該当	⑨ 負傷又は疾病の状況	⑩ 現在の居所	⑪ 連絡先その他必要情報	⑫ 親族・同居人への回答希望	⑬ 知人への回答希望	⑭ 親族・同居人・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

2　「③出生の年月日」欄は元号標記により記入すること。

3　「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。

4　武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。

5　⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入する。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。なお、安否情報の収集は、安否情報省令第１条に規定する様式第１号又は様式第２号を用いて行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年　月　日に発生した○○○による被害（第　報）

平成　年　月　日　時　分

江津市

1　武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時　　平成　年　月　日

(2) 発生場所　　○○市△△町Ａ丁目Ｂ番Ｃ号（北緯　　度、東経　　度）

2　発生した武力攻撃災害の状況の概要

3　人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※　可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第５　研修及び訓練

１　研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、ｅ－ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県、消防職員、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

２　訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア　市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

イ　警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ　避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア　国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国

民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ　国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ　訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ　市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ　市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ　市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第２章　避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

１　避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、市の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

ア　市の地図
- 各対策本部員が同一の地図を共有できるよう、卓上に広げることが可能な大きさの地図
- 地形の起伏や河川の位置等の地理的な状況が明らかなもの

イ　区域内の人口分布
- 公民館単位の人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ

ウ　区域内の道路網のリスト
- 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト

エ　輸送力のリスト
- 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ
- 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ

オ　避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
- 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト

カ　備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト

キ　生活関連等施設等のリスト
- 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの

ク　関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレーできるようにしておくことが望ましい。

ケ　自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）

コ　消防機関のリスト
- 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先
- 消防機関の装備資機材のリスト

サ　災害時要援護者の避難支援プラン

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を

行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、迅速な避難が可能となるよう避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2　避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3　救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

ア　輸送力に関する情報
・保有車両等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
・本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

イ　輸送施設に関する情報
・道路　（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
・鉄道　（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
・港湾　（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
・飛行場　（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

５　避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

６　生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成１７年８月２９日閣副安危第３６４号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施　設　の　種　類	所管省庁名
第２７条	１号	発電所、変電所	経済産業省
	２号	ガス工作物	経済産業省
	３号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	４号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	５号	電気通信事業用交換設備	総務省
	６号	放送用無線設備	総務省
	７号	水域施設、係留施設	国土交通省
	８号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省

	９号	ダム	国土交通省 農林水産省
第２８条	１号	危険物	総務省消防庁
	２号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	３号	火薬類	経済産業省
	４号	高圧ガス	経済産業省
	５号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省
	６号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	７号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	８号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	９号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒（任意的記載事項）

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。

第３章　物資及び資材の備蓄、整備

１　市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 食料の備蓄

応急的に必要となる食料を３日分と想定し、県、市、市民がそれぞれ１日分を備蓄するよう努める。

(3) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】
安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、
放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具　など

(4) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

２　市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第４章　国民保護に関する啓発

１　国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

２　武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国等が作成する各種資料等を活用し、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。（なお、内閣官房作成の「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。）

第３編　武力攻撃事態等への対処

第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

１　事態認定前における江津市危機管理対策本部の設置及び初動措置

市は、国が武力攻撃事態や緊急対処事態の認定を行う前において、生活関連施設等の占拠、多数の人の監禁・拘束、多数の死傷者等の発生又は建造物の破壊等の事案（以下「危機管理事案」という。）により被害が発生した場合には、市民の生命、身体及び財産を保護するため、適切な初動体制を執る。

(1) 江津市危機管理対策本部の設置

ア　市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、「江津市危機管理対策本部」（以下「市危機管理対策本部」という。）を速やかに設置する。

【市危機管理対策本部の構成】

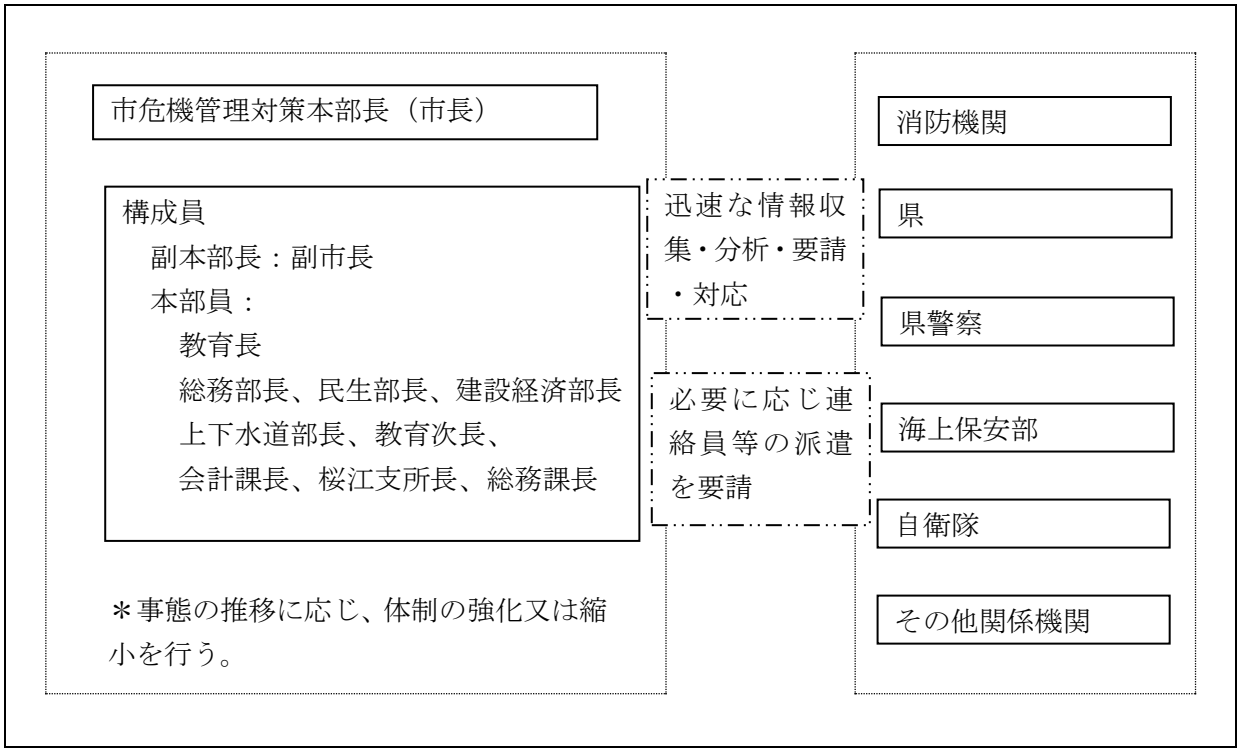

住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告する。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

イ　市危機管理対策本部は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市危機管理対策本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、市危機管理対策本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、市危機管理対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 123 号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 市対策本部への移行に要する調整

市危機管理対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市危機管理対策本部は廃止する。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

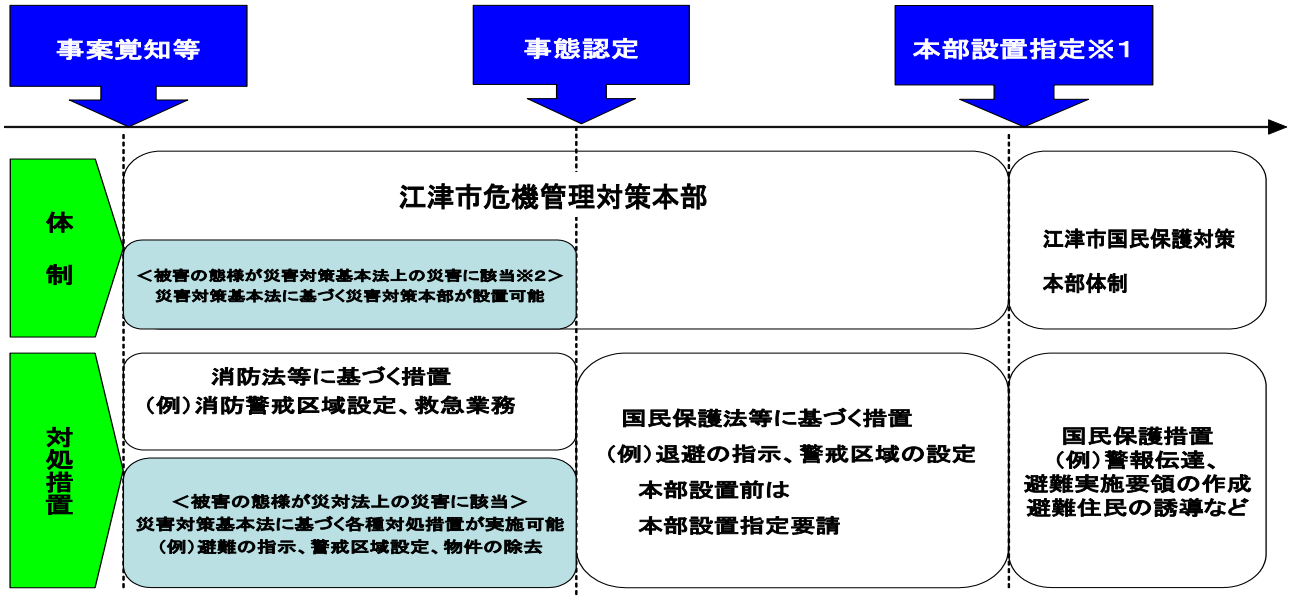

※1　事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
※2　災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2　武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して市町村対策本部を設置すべき市町村の指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、事前体制を立ち上げ、又は市危機管理対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとされている。

第２章　市対策本部の設置等

１　市対策本部の設置

(1) 市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア　市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

イ　市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（事前に市危機管理対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。（前述））。

ウ　市対策本部員及び市対策本部職員の参集

国民保護担当職員は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、防災行政用無線等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ　市対策本部の開設

国民保護担当職員は、江津市庁舎第１会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、ＦＡＸ、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ　交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ　本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

【予備施設の指定】

次に掲げる順位で、市対策本部の予備施設を指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

〔第１位〕江津市人権啓発センター
〔第２位〕江津市役所桜江支所
〔第３位〕その他江津市役所関係庁舎

武力攻撃による災害等により、これらの指定した予備施設が利用できない場合は、その都度、必要に応じ、予備施設以外の施設の利用を考慮する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

市長は、市が市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

ア　市対策本部の組織構成及び各組織の機能

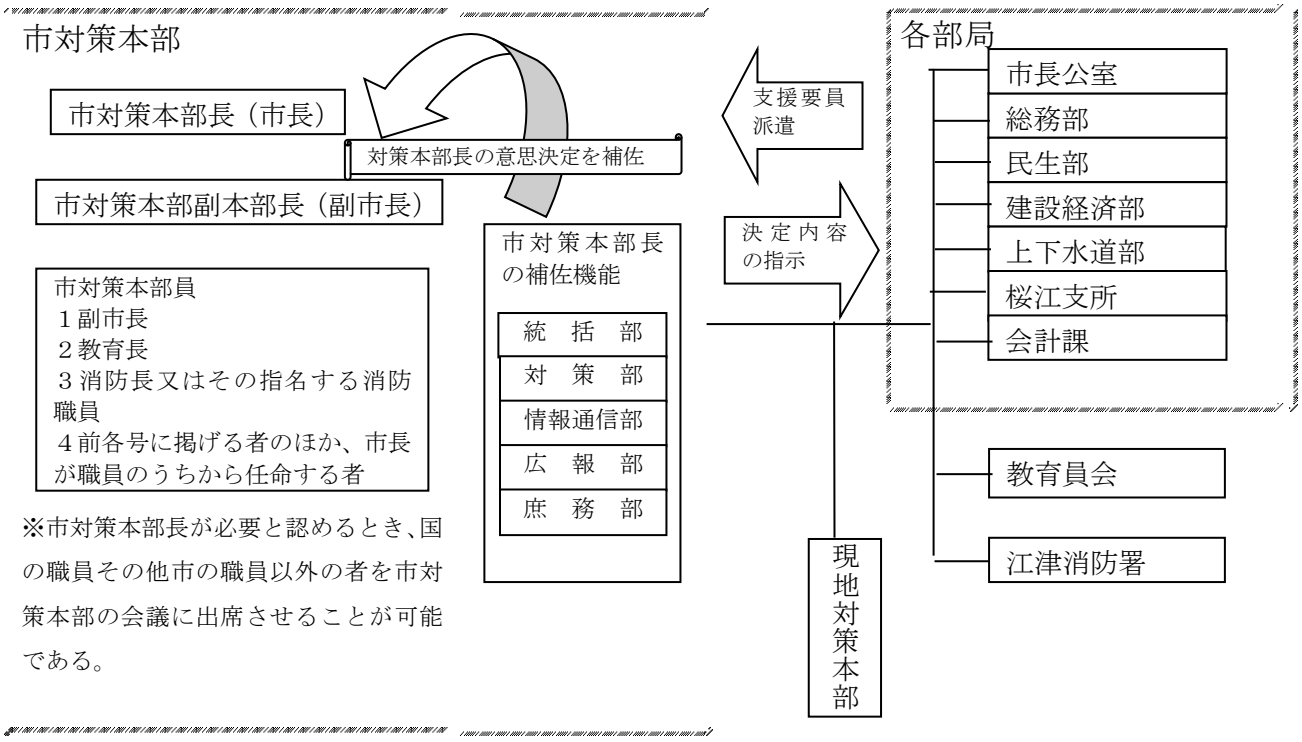

イ　市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室において措置を実施する（市対策本部には、各部課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

ウ　市対策本部長の補佐機能の編成

部　名	機　　能
統括部	・　市対策本部会議の運営に関する事項 ・　情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・　市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示

対策部	・　市が行う国民保護措置に関する調整 ・　他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・　県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信部	・　以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○　被災情報　○　避難や救援の実施状況　○　災害への対応状況 ○　安否情報　○　その他統括班等から収集を依頼された情報 ・　市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・　通信回線や通信機器の確保
広報部	・　被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務部	・　市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 ・　食料の調達等庶務に関する事項

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

ア　広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

イ　広報手段

広報誌、防災行政用無線、テレビ・ラジオ放送、ケーブルテレビ、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

ウ　留意事項

(ｱ) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

(ｲ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

(ｳ) 県と連携した広報体制を構築する。

エ　その他関係する報道機関

名　　称	連　絡　先		備考
	電　話	ＦＡＸ	
日本放送協会松江放送局（ＮＨＫ）	0852-24-4511	0852-27-5856	

㈱山陰放送（ＢＳＳ）	0859-22-5821	0859-33-4130	
日本海テレビジョン放送㈱（ＮＫＴ）	0857-27-2152	0857-27-2191	
山陰中央テレビジョン放送㈱（ＴＳＫ）	0852-31-0107	0852-22-4490	
㈱エフエム山陰	0852-27-9887	0852-27-5130	
石見ケーブルビジョン㈱	0855-23-4883	0855-23-4853	
山陰ケーブルビジョン㈱	0852-23-2522	0852-24-9111	
出雲ケーブルビジョン㈱	0853-21-9811	0853-21-9810	
ひらたＣＡＴＶ㈱	0853-63-5539	0853-63-5538	
山陰中央新報社　松江支局	0852-32-3440	0852-32-3520	
〃　　江津支局	0855-52-2347	0855-52-2351	
中国新聞社　松江支局	0852-23-3322	0852-23-3324	
〃　　浜田支局	0855-22-1845	0855-24-0061	
朝日新聞社　松江支局	0852-23-3330	0852-27-2308	
〃　　浜田支局	0855-22-0442	0855-22-0443	
毎日新聞社　松江支局	0852-23-3121	0852-27-1548	
〃　　浜田支局	0855-22-4477	0855-22-4476	
読売新聞社　松江支局	0852-23-1411	0852-23-1413	
〃　　浜田支局	0855-22-1101	0855-22-1102	
サンケイ新聞社　松江支局	0852-21-3169	0852-32-5318	
日本経済新聞社　松江支局	0852-21-2198	0852-26-5720	
新日本海新聞社　松江支局	0852-25-3385	0852-31-9205	
島根日日新聞社　松江支局	0852-31-1041	0852-31-9205	
共同通信社　松江支局	0852-22-0101	0852-27-8148	
時事通信社　松江支局	0852-21-3594	0852-21-3597	
㈱テレビ朝日　松江支局	0852-59-5421	0852-59-5425	
㈱テレビ朝日　本社	03-3408-9694	03-3405-3400	

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置され

ている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】

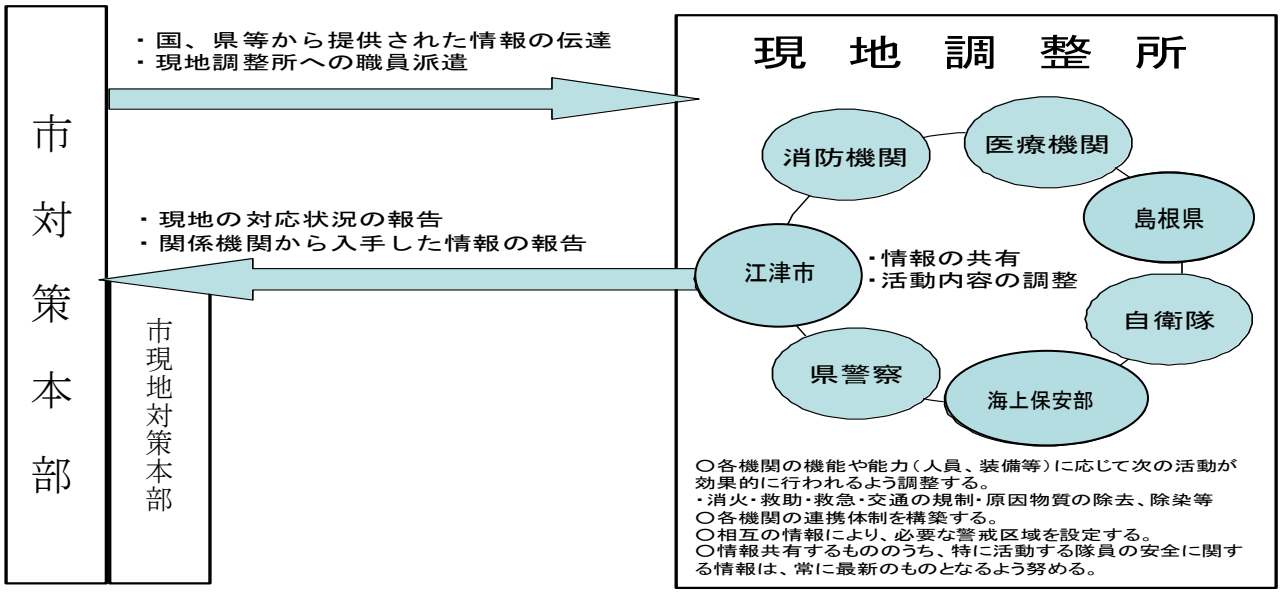

【現地調整所の性格について】

① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。

② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に

調整に当たることが必要である。）。
（注）　現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア　市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ　県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ　情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ　国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ　市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

２　通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、電話、防災行政用無線、インターネット、ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第３章　関係機関相互の連携

１　国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

２　知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

３　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

ア　市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は防衛大臣に連絡する。（防衛省の連絡窓口については、資料編を参照）

イ　市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内

閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

４　他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア　市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ　応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア　市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ　他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

５　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、（1）の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

６　市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア　市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ　他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

７　ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

８　住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める

場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

○　避難住民の誘導
○　避難住民等の救援
○　消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
○　保健衛生の確保

第４章　警報及び避難の指示等

第１　警報の伝達等

１　警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

ア　市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア　市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育所など）に対し、警報の内容を通知する。

イ　市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（http://www.city.gotsu.shimane.jp/）に警報の内容を掲載する。

【市長から関係機関への警報の通知・伝達の流れ】

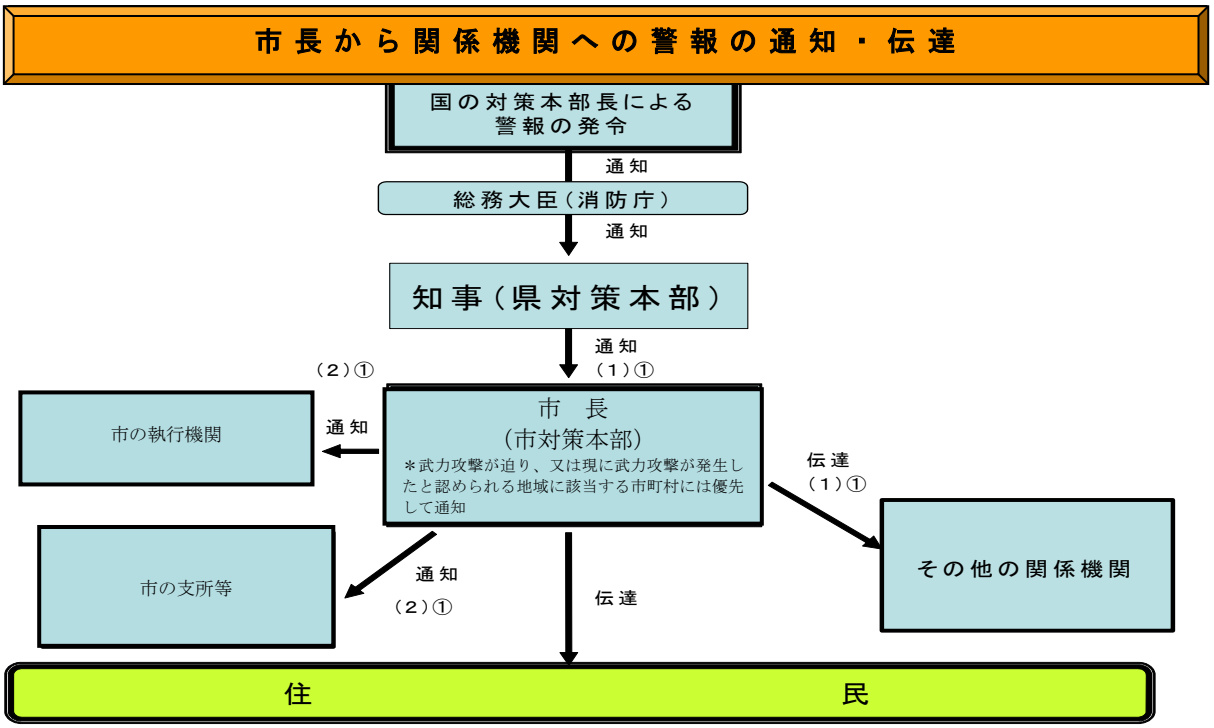

※市長はホームページ（http://www.city.gotsu.shimane.jp/）に警報の内容を掲載。
※警報の伝達にあたっては、防災行政用無線を活用することなどにより行う。

２　警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、防災行政用無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

（ア）この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政用無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

（イ）なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政用無線による伝達以外の方法も活用する。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政用無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部においては保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うことが想定されており、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配意する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方におい

て、原則として、サイレンは使用しない。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

３　緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第２　避難住民の誘導等

１　避難の指示の通知・伝達

ア　市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

イ　市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達の流れ】

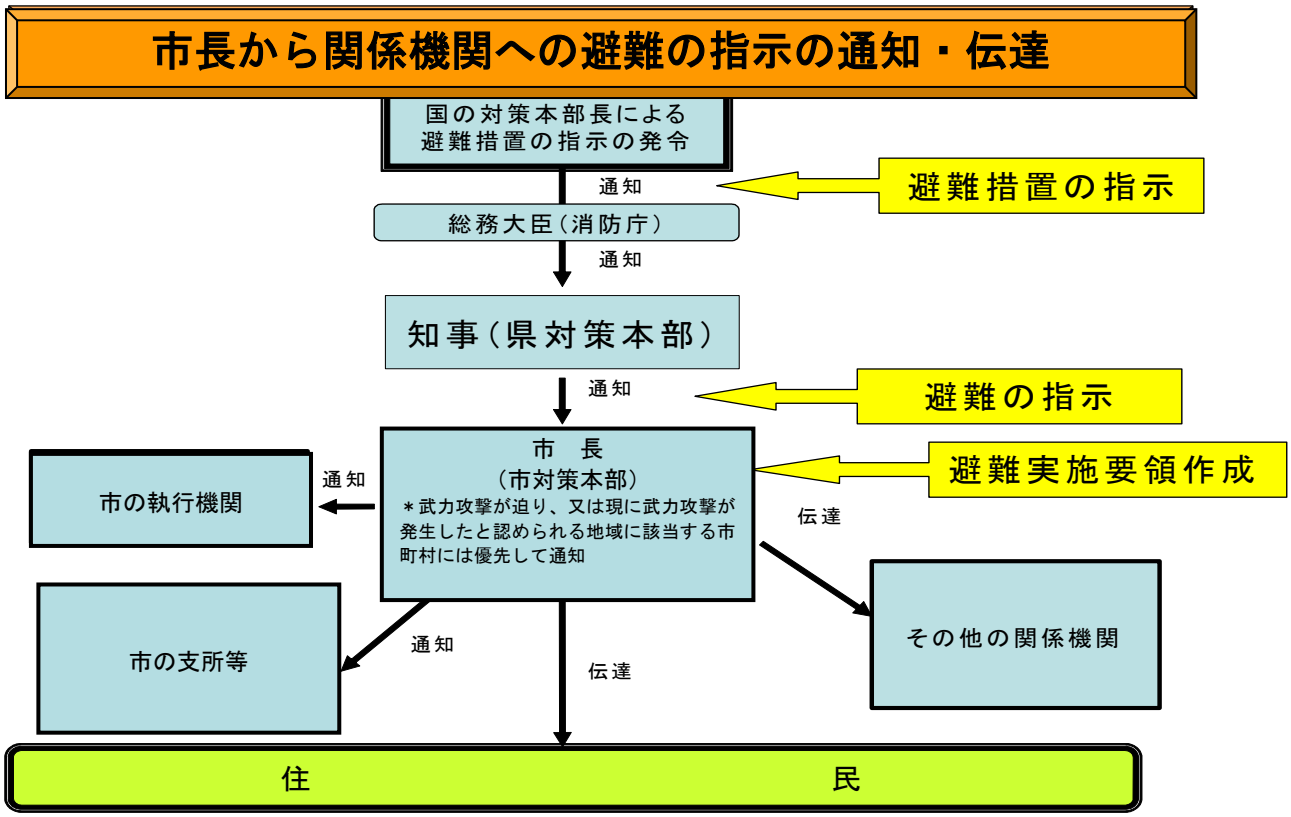

※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

２　避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項 ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項 ・その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

【県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
② 避難先
③ 一時集合場所及び集合方法
④ 集合時間
⑤ 集合に当たっての留意事項
⑥ 避難の手段及び避難の経路
⑦ 市町村職員、消防職団員の配置等
⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
⑨ 要避難地域における残留者の確認
⑩ 避難誘導中の食料等の支援
⑪ 避難住民の携行品、服装
⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認
（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
③ 避難住民の概数把握
④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
⑥ 要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）
⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第６条第３項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第６条第４項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、浜田海上保安部長及び自衛隊島根地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達の流れ】

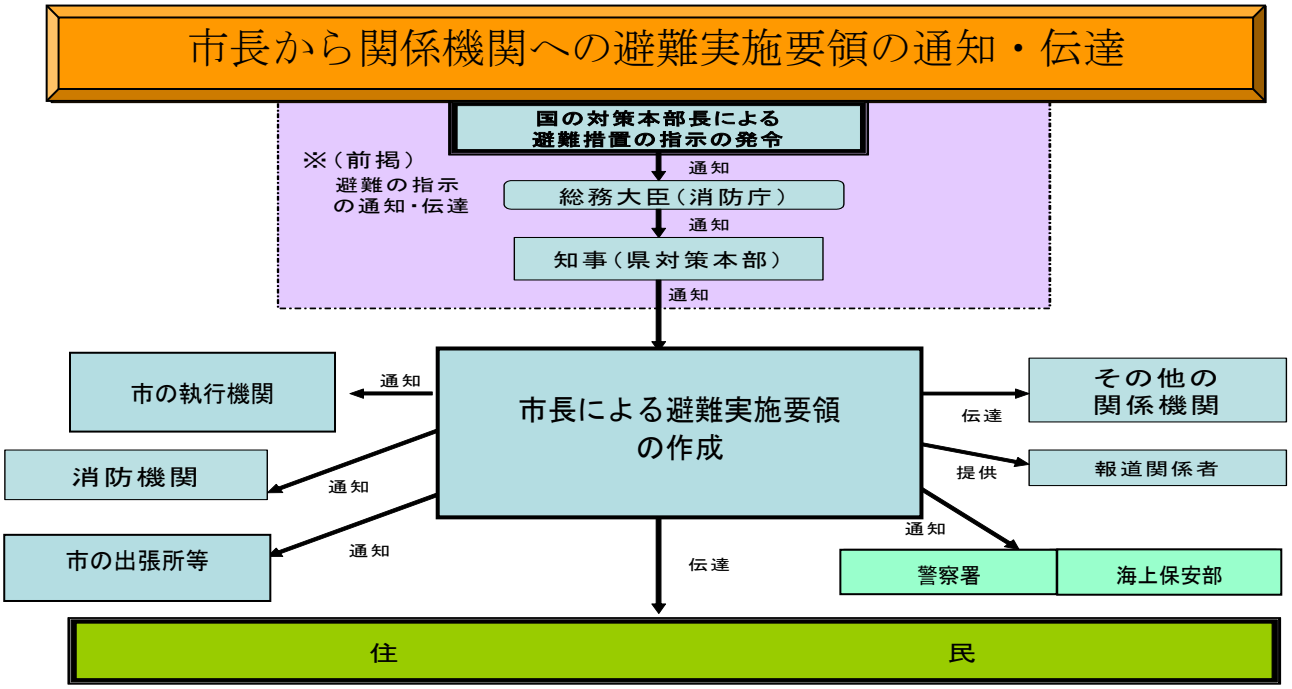

3　避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、また、消防組合の長と連携し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる（特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。）。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、市の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされており、具体的には要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うことが想定されている。

市は、避難住民の誘導に関し特に必要があると認めるときは、消防組合の管理者に関し、消防機関に対して必要な措置を構ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、浜田海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者、外国人等への配慮

市長は、高齢者、障害者、外国人等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体、国際交流協会等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成１７年８月３１日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

・危険動物等の逸走対策
・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物や家畜等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る運送手段や救援物資等のニーズについて他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、市が避難住民の運送に係る調整を行う場合には、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

（13）避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

弾道ミサイル攻撃の場合

① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。）

② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

対策本部長 ― 警報の発令、避難措置の指示
（その他、記者会見等による国民への情報提供）
知事 ― 避難の指示
市長 ― 避難実施要領の策定

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

③ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市内全区域に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊、海上保安部の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たる。

【避難に比較的時間に余裕がある場合の対応】
「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

④ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。
特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中枢、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。
このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本とする。

第５章　救援

１　救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ア　収容施設の供与
イ　食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
ウ　医療の提供及び助産
エ　被災者の捜索及び救出
オ　埋葬及び火葬
カ　電話その他の通信設備の提供
キ　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
ク　学用品の給与
ケ　死体の捜索及び処理
コ　武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。

２　関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

３　救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成１６年厚生労働省告示第３４３号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、ＮＢＣ攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第６章　安否情報の収集・提供

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。

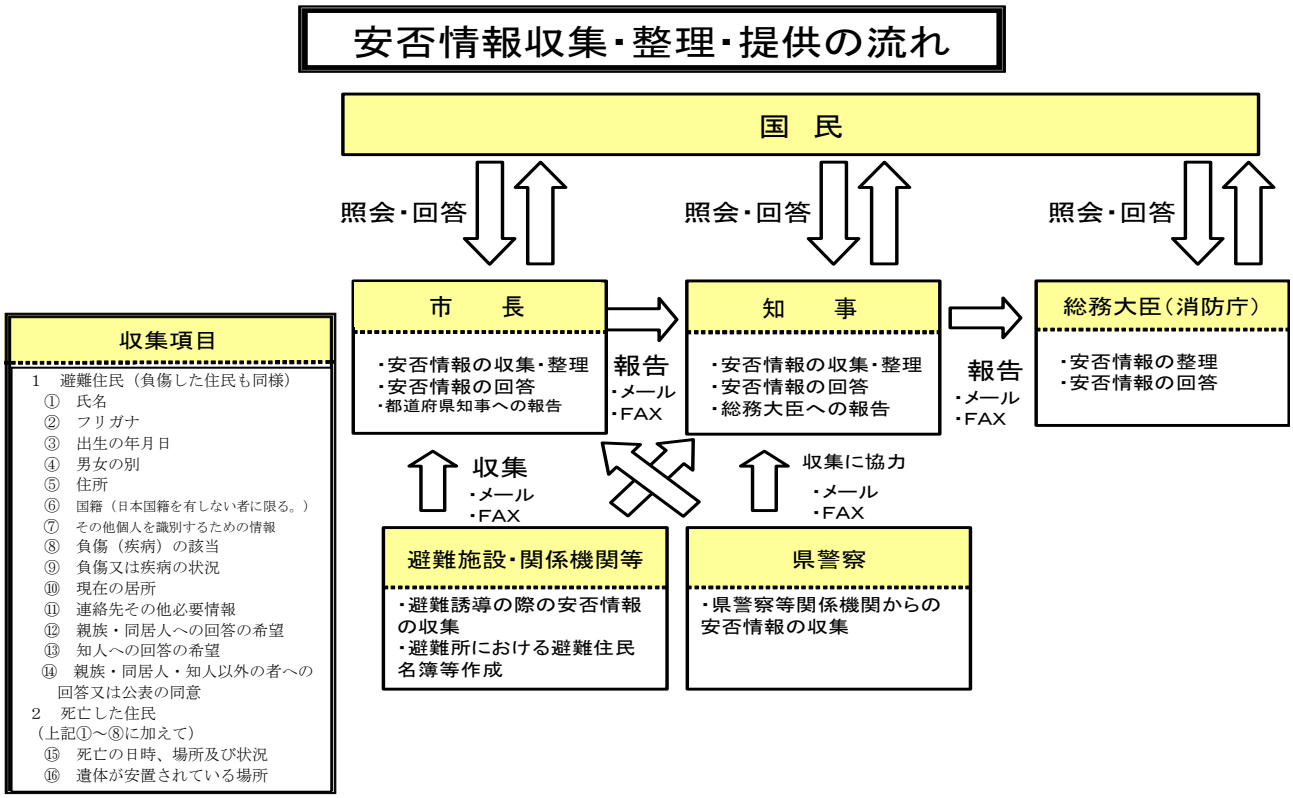

１　安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令第１条に規定する様式第１号（資料編参照）を、武力攻撃災害により死亡した住民については同条に規定する様式第２号（資料編参照）を用いて行う。ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法で収集する。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判

断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

２　県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第２条に規定する様式第３号（前掲）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

３　安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア　市は、安否情報の照会窓口、電話及びＦＡＸ番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ　住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令に規定する様式第４号（資料編参照）に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア　市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第４条に規定する様式第５号（資料編参照）により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ　市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第５号により回答する。

ウ　市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア　安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ　安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4　日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社島根県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、３（２）（３）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第７章　武力攻撃災害への対処

第１　武力攻撃災害への対処

１　武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、ＮＢＣ攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

２　武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報することとされている。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第２　応急措置等

１　退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つ時間的余裕がない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

○　「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下施設など屋内に一時退避すること。 ○　「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、○○地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

① ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア　市は、退避の指示を行ったときは、防災行政用無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ　市長は、知事、警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

ＮＢＣ攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ　警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ　市長は、知事、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3　応急公用負担等

(1)市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア　他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ　武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4　消防に関する措置等

(1)市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃

災害を防除し、及び軽減することとされている。
　この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うこととされており、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請
　市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請
　市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立
　市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動
　市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携
　市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保
①　市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
②　その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあ

たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

③　市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

④　消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

⑤　市長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第３　生活関連等施設における災害への対処等

１　生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うこととされている（自ら必要があると認めるときも、同様とすることとされている。）。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

（一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、市は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。）

２　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要がある

と認めるときは、当該危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を講じる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

(2) 警備の強化

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

第４　ＮＢＣ攻撃による災害への対処等

市は、ＮＢＣ攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、ＮＢＣ攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア　核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ　生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

ウ　化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。また、同様の権限は、消防組合の管理者にも与えられる。

	対象物件等	措置
１号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
２号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
３号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
４号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄

５号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
６号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第１号から第４号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

１．	当該措置を講ずる旨
２．	当該措置を講ずる理由
３．	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
４．	当該措置を講ずる時期
５．	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、ＮＢＣ攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第８章　被災情報の収集及び報告

(1) 被災情報の収集及び報告

ア　市は、電話、防災行政用無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

イ　市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にする。

ウ　市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日付け消防災第２６７号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ＦＡＸ等により直ちに被災情報の第１報を報告する。

エ　市は、第１報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、ＦＡＸ等により県が指定する時間に県に対し報告する。

　なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第９章　保健衛生の確保その他の措置

１　保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア　市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

イ　市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ　市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

２　廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア　市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬

又は処分を業として行わせる。

イ　市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア　市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成１０年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ　市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第１０章　国民生活の安定に関する措置

１　生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

２　避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

３　生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路、漁港の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第１１章　特殊標章等の交付及び管理

【特殊標章等の意義について】

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア　特殊標章

第一追加議定書第６６条３に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ　身分証明書

第一追加議定書第６６条３に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

ウ　識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

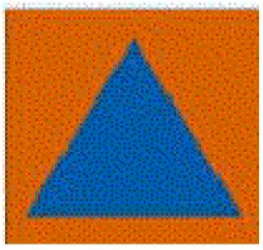

（オレンジ色地に青の正三角形）

表面

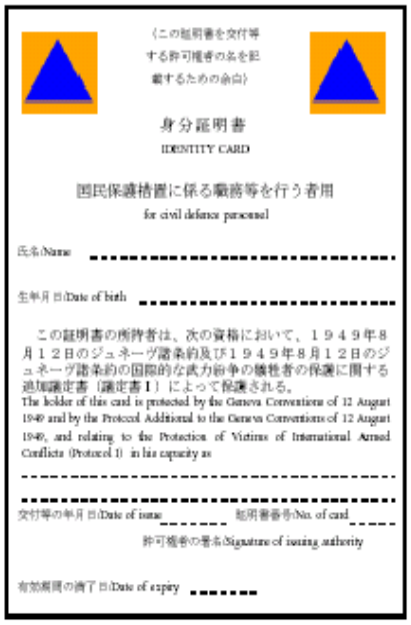

裏面

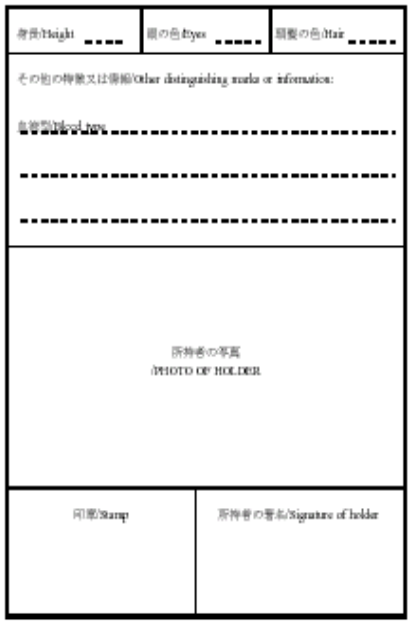

（日本工業規格Ａ７（横７４ミリメートル、縦１０５ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年８月２日閣副安危第３２１号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」（平成 17 年 10 月 27 日消防国第３０号国民保護室長通知）を参考。）。

ア　市長

- 市の職員（水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- 消防団長及び消防団員
- 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ　水防管理者

- 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第４編　復旧等

第１章　応急の復旧

１　基本的考え方

(1)市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政用無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

２　公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第２章　武力攻撃災害の復旧

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第３章　国民保護措置に要した費用の支弁等

１　国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

２　損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

３　総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第５編　緊急対処事態への対処

１　緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第１編第５章２に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

２　緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資料編

避難施設等の一覧等、本文に関連して必要と考えられる資料を掲載する。
資料編は資料の検索の便を考慮し、別冊とする。

江津市国民保護計画　用語集

（五十音順）

江津市国民保護計画の本文中で使用される用語の意味は次のとおりです。

【安否情報】

避難住民及び武力攻撃災害等により負傷し又は死亡した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報（行方不明者の情報は含まれない。）。

【ｅ－ラーニング】

インターネットを利用して家庭や職場などで学習することができる遠隔教育システムのこと。

【応急復旧】

一時的な補修や修繕のことをいい、武力攻撃災害等の際に当面の機能を回復させる。

【化学兵器】

化学兵器とは人工的に生成された化学物質（ガスに限定されない）により人間を致死させる兵器の総称で毒ガス兵器もこれに含まれる。

大きく分類して神経剤系・びらん系・血液剤系・窒息剤系に大別できる。

（神経剤系）　サリン、タブリン、ソマン、ＶＸ　等

呼吸器又は皮膚浸透によって体内に取り込まれると神経伝達に支障をきたし死亡に至る。

（びらん系）　マスタード、ガス、ルイサイト　等

目・皮膚・呼吸器に作用し細胞組織表面に傷害を与えびらんさせる。致死性は低いが火傷の様な傷害は治療に時間がかかり、また被害者・被害者以外の心理的ダメージが大きい。

（血液剤系）　シアン系（青酸）　等

呼吸することによって体内に取り込まれると血液中の酸素供給を阻害し致死する。

作用が極めて早いが皮膚浸透しないので防護マスクで防げる。

（窒息剤系）　ボスゲン・ガス　等

主に呼吸器系に作用し肺の粘膜からの分泌液で肺が満たされると窒息死に至る。

【核兵器】

核兵器とは、核分裂による熱核反応・核融合反応などによる熱や光・放射線及び爆風などによる破壊や人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で放射能兵器を含めることもある。

例　核爆弾、大陸間弾道弾（ＩＣＢＭ）、潜水艦発射弾道弾（ＳＬＢＭ）等

【関係機関】
本計画に規定する事業・業務に関係する全ての機関をいう。

【危険物質等】
引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずる恐れのある物質（生物を含む）で政令で定めるもの

【基本指針】
政府が国民保護法第３２条の規定に基づき、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関、都道府県及び市町村が定める国民保護計画ならびに指定地方公共機関が定める業務計画の基本となるもの。

【救援物資】
救援の実施に当たって必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資）

【緊急対処事態】
武力攻撃の手段に準じた手段を用いて多数の人を殺傷する行為が生じた事態又は当該行為が発生する明確な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。

【緊急対処事態対処基本方針】
【対処基本方針】を参照のこと。

【緊急物資】
避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のために措置の実施に当たって必要な物資及び資材。

【ケーブルテレビ事業者】
有線テレビジョン放送法（昭和４７年７月１日法律第１１４号）第２条第４項に規定する有線テレビジョン放送の事業を行う者。

【ゲリラ】
ゲリラは、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方撹乱によって戦争を継続する方法、そのような展開になった戦争、さらにそうした戦争を行う組織をいう。

【国民保護協議会】
国民保護法第３７条（都道府県国民保護協議会）及び同第３９条（市町村国民保護協議会）の規定に基づき、都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会。

【国民保護協議会委員】
　都道府県又は市町村の設置する国民保護協議会の委員として、知事又は市町村長から任命された者。
　都道府県国民保護協議会の委員は、指定地方行政機関の長又は職員、自衛隊に所属する者、副知事、教育長、警察本部長その他都道府県職員、市町村の長及び消防長、指定公共機関又は指定公共機関の役職員、知識又は経験を有する者のうちから知事が任命する。
　市町村国民保護協議会の委員は、指定公共機関の職員、自衛隊に所属する者、都道府県の職員、副市長、教育長、消防長その他の市町村職員、指定公共機関の役職員、知識又は経験を有する者のうちから市町村長が任命する。

【国民保護業務計画】
　国民保護法第３６条の規定に基づき、指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して定める計画。
　作成後は、指定公共機関は内閣総理大臣へ、指定地方公共機関は知事へ届出が必要。

【国民保護計画】
　国民保護法第３３条（指定行政機関）及び第３４条（都道府県国民保護計画）並びに同法第３５条（市町村国民保護計画）に定められている、武力攻撃事態等の発生時に国民を保護するための措置を実施することに備えて、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき、地方公共団体等が作成しておく計画。

【国民保護措置】
　武力攻撃から国民の製麻栄、身体、及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置。
　例えば、国、県、市町村および関係機関が実施する国民の避難及び救難等の措置並びに武力攻撃災害への対処その他の国民の保護のために実施される全ての措置をいう。

【国民の保護のための措置】
　【国民保護措置】を参照のこと。

【国民保護法】
　「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成１６年６月１８日法律第１１２号）

【国民保護ポータルサイト】
　国民保護に関する情報にアクセスするためのインターネット上のトップページ。

【災害対策基本法】

国土を始め国民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災に関し国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律（昭和３６年１１月１５日法律第２２３号）

【自主防災組織】
大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連携し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織。

【事態対処法】
「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成１５年6月１３日法律第７９号）

【指定行政機関】
事態対処法第２条第４号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の機関で、内閣府、国家公安員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、防衛施設庁の２８機関。

【指定公共機関】
独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公共的事業を営む法人で、事態対処法第２条第６号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されているもの。

【指定地方行政機関】
事態対処法第２条第５号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の地方機関で、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、防衛施設局の２６地方機関

【指定地方公共機関】
国民保護法第２条第２項の規定により、都道府県知事が指定する当該都道府県の区域内で電気、ガス、運送、通信その他の公共的事業を営む法人。
平成１８年１２月１１日現在、島根県知事が指定した指定地方公共機関は２１機関。

【ジュネーヴ条約】
千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約
第１ジュネーヴ条約　戦地にある軍隊の傷者、病者の状態の改善に関する条約
第２ジュネーヴ条約　海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者状態の改善に関する

条約
第３ジュネーヴ条約　捕虜の待遇に関する条約
第４ジュネーヴ条約　戦時における文民の保護に関する条約
１９７７年のジュネーヴ条約追加議定書
ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）
ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）
【戦争のルール】を参照のこと。

【スクリーニング】
放射性物質等による汚染が、除染が必要な程度かどうかふるい分けすること。

【生活関連等施設】
国民保護法第１０２条並びに政令で定められた、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められるもの、及びその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れがあると認められる施設のこと。
例　原子力事業所、ダム、大規模な危険物質等取扱所、発電所、駅、空港等

【生物兵器】
生物兵器とは細菌・ウイルス・菌、又はそれらが生成する毒素を利用し人畜に致死性或いは悪影響を与える事を目的とした兵器の総称である。化学兵器とあわせて貧者の核兵器と言われる。
例　天然痘ウイルス、炭疽菌、ボツリヌス菌毒素　等

【戦争のルール】
国際人道法と呼ばれるジュネーヴ諸条約のこと。明文化されない、慣習法も含まれる。戦争法、武力紛争法と呼ばれることがある。
国際人道法には３つの基本的な原則がある。
１　軍事目標主義　軍事目標だけを攻撃し、その他の民間物（人）の攻撃は禁止されている。これを軍民区別の原則ともいう。
２　均衡性の原則　攻撃によって得られる軍事的利益に対し、攻撃によって持たされる人的、物的損害が過度にならないよう、均衡性が保たれること。
３　不必要な苦痛を防止する原則　戦闘員に対しても攻撃によりもたらされる苦痛は出来る限り最小でなければならず、目標の達成に不必要な過度の苦痛をもたらす戦術や武器の使用は禁止される。
国際人道法には、大きく分けて２つの潮流があり、第１の流れは、戦争により生じる犠牲者（戦闘外にあるすべての人々）を保護・救済するためのルールで、一般に「ジュネーヴ法（条約）」と呼ばれ、ジュネーブに置かれる赤十字国際委員会が中心となって起草し、ジュネーブの会議で発展してきたもので、１９４９年の４つのジュネーヴ諸条約

と１９７７年のジュネーヴ諸条約の２つの追加議定書がこれにあたる。
　第２の流れは、戦争の手段・方法や武器の使用を制限するルールーで、一般に「ハーグ（戦争）法」と呼ばれ、１９世紀末のハーグで開催された第１回世界平和会議に起源を持ち、その後もハーグで開催された会議で発展してきたもので、１９０７年のハーグ陸戦規則や１９２５年の毒ガス議定書、１９５４年の武力紛争の際の文化財の保護に難する条約及び同議定書（１９９９年の同第２議定書を含む。）、１９７７年の細菌兵器禁止条約、１９７７年の環境改変技術敵対的使用禁止条約、１９８０年の特定通常兵器禁止・制限条約、１９９７年の化学兵器禁止条約や対人地雷禁止条約などがある。

【対処基本方針】
　武力攻撃事態等に至ったとき、事態対処法第９条に基づき、政府がその対処に関して定める基本的な方針。

【対処措置】
　対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のための措置などをさす。

【ダーティボム】
　核兵器又は放射能兵器の一種で、放射性物質（主としてプルトニウムなど）を爆発により広範囲に拡散させ、人畜の致死又は悪影響を与える事を目的とするもの。貧者の核爆弾等とも呼ばれる。

【テロ】
　テロリズム（英 terrorism）の略
　一定の政治目的のために、暗殺や暴行、粛清などの直接的な恐怖手段に訴える主義。暴力主義。また、その行為。（国語大辞典（新装版）小学館 1988）
　現代では多くの場合、国家・政府ではなく過激派・反体制による暴力的主張・暴力行為について用いられるが、国家・政府が反体制側に暴力的弾圧を加える場合にもまれに用いる。
　国家間の戦闘員による紛争は「戦争」で、戦闘員でない民間人が攻撃する場合は「テロ／犯罪」となる。
　テロリズム（テロ、テロル＝Terror、Terrorism）とは、心理的恐怖心を引き起こすことにより、政治的主張や理想を達成する目的で行われる暴力行為のこと。又はその手段をさす。
　個人で行う個人的テロリズムと、政治集団や国家による集団的テロリズムに分けられる。
　国家や政治権力を持つ集団による集団的テロリズムは恐怖政治につながる。スターリン主義体制における大量テロルが恐怖政治の例である。
　一般的には国家権力に対する過激派の暴力手段をさすことが多い。衆人環境で爆発物を爆発させるなどの無差別殺戮、要人暗殺などである。

【特殊部隊】

軍隊や警察及びそれに準ずる組織（情報機関や治安組織）において、特殊な任務を担当する部隊や部署の総称である。

軍隊においては、ある程度の専門性ごとに部隊が編成されており、特殊性を備えているが、その中でも総合的に練度や戦闘力の優れたものを対テロ任務や、戦時における特殊作戦任務につかせることがある。このような集団を一般に特殊部隊と呼ぶ。

また、警察官や税関など、非軍事部門の機関に特殊活動を行う班を置き、これを特殊部隊に含める場合もある。

特殊部隊の編成は、国やその目的によって様々だが、原則的には少数精鋭で、優れた人材を選抜したものが多い。世界で最も特殊部隊員が多いとされるアメリカ合衆国でも、総数は 45000 人前後と見られており、全軍の兵力のごく一部にすぎない。

また、特殊部隊の任務についても、ハイジャック機や占拠された施設からの人質救出など、比較的認知されている活動を行い、犯罪者たちにもその威力を知らしめるためにある程度の公開をする部隊がある一方で、ほとんど活動の実態がわからない部隊もある。

日本における特殊部隊は、警察の特殊急襲部隊（SAT）、特殊捜査班（SIT）、機動隊銃器対策部隊、原子力関連施設警戒隊、NBC テロ対応専門部隊、機動隊爆発物処理班、海上保安庁の特殊警備隊、陸上自衛隊の特殊作戦群、海上自衛隊に特別警備隊（SBU）等が設立されている。

世界的には、米軍のデルタ・フォース、グリーン・ベレー、ネィビィ・シールズ、ナイト・ストーカーズ等、英軍のＳＡS、ドイツのＧＳＧ―９等が有名である。

【特定物資】

救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。

【避難経路】

避難道路、鉄道、海路、空路等の避難に要する交通等の経路。

【避難実施要領】

知事から避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める避難の具体的な内容を定めて、住民へ伝達し、関係機関へ通知する要領。

あらかじめ、避難の指示があったとき、速やかに避難実施要領が作成できるよう、消防庁が作成する避難マニュアルを参考に複数の避難実施要領のパターンを記載した市町村避難マニュアルを作成する等の準備を行うこととされている。

【避難マニュアル】

避難の指示を受けた市町村長が避難実施要領を速やかに作成するため、あらかじめ消防庁等から示された複数の避難実施要領のパターンや記載内容の基準等を示した避難実施要領作成に使用するマニュアル並びに市町村独自に避難実施要領を作成するためあらかじめ作成しておく避難実施要領作成マニュアルをさす。

【不発弾】
　発射又は投弾された後、炸裂又は爆発することなく残存した砲弾、爆弾、ミサイル等をさす。弾頭は、火薬や爆薬以外の生物兵器や化学物質等のＮＢＣ弾頭の場合もある。
　戦車砲・対ミサイル近接支援火器等、減損ウラン（ＵＤ）を使用した弾頭の場合は、爆発の危険は無いが、放射能汚染・放射線被ばくの恐れがあるとされている。
　信管が作動状態にあることが多く、不用意に触れると爆発することがある。
　時限式信管が使用されている爆弾等、不発弾に見せかける弾頭もあるため、注意が必要。
　処理には、自衛隊不発弾等処理班等の専門家による作業が必要。

【武力攻撃】
　わが国に対する外部からの武力攻撃

【武力攻撃原子力災害】
　武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害。

【武力攻撃災害等】
　武力攻撃災害及び緊急事態に発生した災害。

【武力攻撃事態】
　武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。

【武力攻撃事態等】
　武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

【武力攻撃予測事態】
　武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。

【放射能兵器】
　放射能兵器とは、核分裂などにより生成された放射性物質を拡散・散布することにより、人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で、核兵器に含められることもある。爆発による放射性物質の拡散を目的とした爆弾は、ダーティ・ボム（汚い爆弾）と呼ばれる。

【放送事業者】
　放送法（昭和２５年法律第１３２号）第２条第３号の２の放送事業者その他の法律（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。）の事業を行う者。

【ライフライン】
　水道施設、下水道施設、電気施設、ガス施設、通信施設

【ＣＡＴＶ事業者】
　【ケーブルテレビ事業者】を参照のこと。

【ＮＢＣ（Ｒ）兵器】
　核（Ｎ：Ｎｕｃｌｅａｒ）・生物（Ｂ：Ｂｉｏｌｏｇｉｃａｌ）・化学（Ｃ：Ｃｈｅｍｉｃａｌ）・放射能（Ｒ：Ｒａｄｉａｔｉｏｎ）兵器の総称。
　詳細は、各兵器の欄を参照のこと。